

# 質 問 回 答 書

令和8年5月13日

件 名 8-3 管路実施設計業務

発 注 課 下水道施設課

場 所 上尾市大字原市地内外

担 当 者 長

電 話 番 号 048-775-9372

Eメールアドレス s403500@city.ageo.lg.jp

番号	仕様書 ページ	図 面 番 号	質 問 事 項	回 答
1	1		通常、Φ600mm 以上の時は管路の劣化度調査を行うものと考えておりますが、劣化度調査について仕様書には含まれていないように見受けられます。 本業務中では劣化度調査は既に実施されており、本業務では不要という理解でよろしいでしょうか。	劣化度調査は実施しておりません。 なお、契約後、必要に応じて協議いたします。
2	7, 8		業務委託料内訳書の第3号代価表「マンホール更生工法（標準マンホール）人孔数4箇所」、第4号代価表「マンホール更生工法（特殊マンホール）人孔数1箇所」について、歩掛等は「下水道管路施設改築・修繕に関する設計委託業務標準歩掛（案）」を参考にされておりますでしょうか。異なる場合は正しい積算参考資料をご教示ください。	該当の代価表は見積歩掛を採用しております。 なお、入札前の開示はしておりません。
3	19		業務委託料内訳書の第15号代価表「報告書作成（詳細設計）」について、積算上、第1号代価表「管更生工法（内径800mm以上）総管路延長229m」、第2号代価表「管更生工法（内径800mm未満）総管路延長229m」のどちらにも計上されているという認識でよろしいでしょうか。	質問のとおりで問題ありません。
4	7		業務委託料内訳書の第3号代価表「マンホール更生工法（標準マンホール）人孔数4箇所」について、積算上、第31号代価表「マンホール更生工法の比較検討」、第32号代価表「報告書作成」は、どちらも第25号代価表「調査」～第30号代価表「照査」に係る「補正率(%)を考慮しない」という認識でよろしい	該当の代価表は見積歩掛を採用しております。

			でしょうか。	
5	8		業務委託料内訳書の第4号代価表「マンホール更生工法（特殊マンホール）人孔数1箇所」について、積算上、第39号代価表「マンホール更生工法の比較検討」、第40号代価表「報告書作成」は、どちらも第33号代価表「調査」～第38号代価表「照査」に係る「補正率(%)を考慮しない」という認識でよろしいでしょうか。	番号4の回答のとおりです。
6	8		業務委託料内訳書の第4号代価表「マンホール更生工法（特殊マンホール）人孔数1箇所」について、について、積算上、「構造計算等に配慮を要する場合の補正」は「無し(±0%)」という認識でよろしいでしょうか。	番号4の回答のとおりです。
7	8		業務委託料内訳書の第4号代価表「マンホール更生工法（特殊マンホール）人孔数1箇所」について、人口一覧に「特殊人孔：人口深6.86m」とありますが、積算上、「マンホール深・個数による補正」の「平均マンホール深による補正」は「5.0m以上7.0m未満」という認識でよろしいでしょうか。	番号4の回答のとおりです。
8	36, 44		業務委託料内訳書の第32号代価表「報告書作成」、第40号代価表「報告書作成」について、積算上、「割増率(%)」をそれぞれご教示いただけますでしょうか。	番号2の回答のとおりです。
9	29-34, 37-42		業務委託料内訳書の第25号代価表「調査」～第30号代価表「照査」、第33号代価表「調査」～第38号代価表「照査」について、積算上の「補正後歩掛の端数処理方法（小数四位四捨五入等）」をご教示いただけますでしょうか。	番号2の回答のとおりです。
10			本案件について、見積歩掛を採用されている項目がある場合、その「項目名」及び「積算上採用された基準数量当り歩掛」を全てご教示いただけますでしょうか。	第3号及び第4号代価表については、見積歩掛を採用しております。なお、入札前の開示はしていません。
11			本案件について、積算基準書に記載のない独自の補正率を採用されている項目がある場合、その「項目名」及び「積算上採用された独自の補正率」を全てご教示いただけますでしょうか。	採用していません。
12			本件において、見積徴収により決定した歩掛について、積算参考資料として開示いただけますでしょうか。	入札前の開示はしていません。
13			本件において、適用されております積算基準書をご教示願います。	見積歩掛以外は、「下水道用設計標準歩掛表令和7年度－第3巻設計委託－」を適用しております。